

10 緑化工に用いる植物種子の選定に関する特記仕様書

1 用語の定義

本仕様書における緑化工とは植生基材吹付工、客土吹付工、航空実播工、種子散布工、伏工、筋工及びこれに類する植生導入を目的として植物種子を使用する工法をいう。

2 適用

本仕様書は緑化工を施工する箇所に適用する。本仕様書に記載のない事項については監督員と協議のうえ決定する。

3 目的

緑化工の施工においては、生態系のかく乱を防ぐ観点からも在来植物のみを用いることが望ましい。しかしながら流通している種子の種類が限られている事、早期緑化により崩壊防止を図る目的があることから、本仕様書により種子の取扱いを定める。

実際の種子選定にあたっては環境省が示した「生態系被害防止外来種リスト（正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）」（以下「リスト」という）を基準の指標とし、施工箇所周辺の生態系等への影響を低減することを目的とする。

4 種子の選定

- ① リストにおける「カテゴリ区分」の【総合対策外来種】【定着予防外来種】に記載されている植物は使用しないこととする。
- ② 【産業管理外来種】については極力使用しないこととするが、利用上の注意事項を参考に採用できるものとする。
- ③ 仕様図等に使用種子が指定されている場合はそれを優先する。

5 配合報告

受注者は共通仕様書 土工共2-14-2 植生工2に準じて種子配合を使用材料報告書により報告し監督員の確認を受けなければならない。

6 他仕様書の適用

「のり面・斜面」緑化工法の生育確認判定特記仕様書に記載されている規定を尊重しなければならない。